



ハッピーごまちゃん®

# 農業ニュース やしお

第55号

令和6年11月  
発行

● ● 編集・発行 ● ●

八潮市市民活力推進部都市農業課  
(八潮市農業委員会事務局)

所在地：八潮市中央一丁目2番地1 Tel：048（996）2111（内線299）  
<https://www.city.yashio.lg.jp/> E-mail：agri@city.yashio.lg.jp

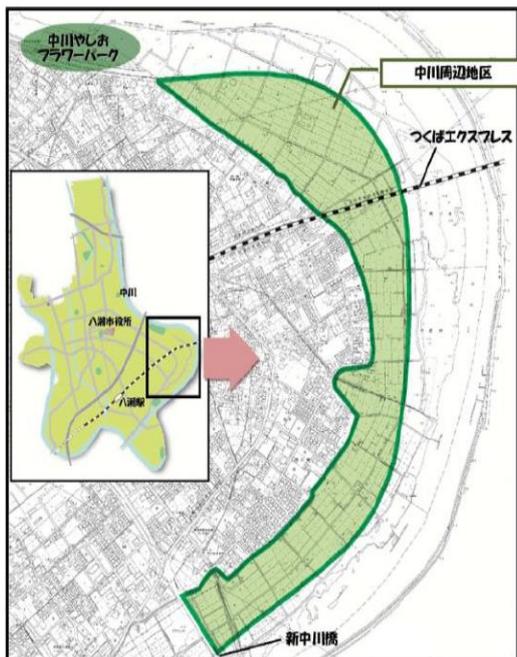
地域  
計画の  
策定を  
進めて  
います



地域による話し合い  
(地域協議)では、  
沢山の意見を出して  
頂きました。



## 中川周辺地区



令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正されたことを受け、八潮市では中川周辺地区において目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」を策定することとなりました。

「地域計画」を策定するにあたり、農業の将来の在り方や農地の担い手を示した目標地区の素案等を作成する必要があるため、今年8月には地権者や担い手の方々などにご参加いただき、地域による話し合い（地域協議）が開催されました。

市では現在、皆様から頂いた意見をもとに、将来目標図の作成を進めています。



# 第50回八潮市農業祭が開催されます！



【品評会】11月30日(土)、【即売会】12月1日(日)

ついに第50回となる八潮市農業祭が「やしお生涯学習館」  
「みどりの広場」で開催されることとなりました！

11月30日(土)に品評会、12月1日(日)には即売会が行われます。  
12月1日の即売会では、八潮市商工会主催の「第15回八潮市  
特産品・推奨品フェア」が同時開催されます！

今年度は50回記念として、市民農園利用者からの農作物の出品を  
募集します！



農業祭（品評会）での榮譽を讃える知事賞や市長賞等の表彰式についても、  
令和7年1月10日（金）に「八潮メセナ」で開催されることとなりました。  
開催に向けて、農業関係者の方々を始めとした関係団体の皆さまのご協力と  
ご支援をよろしくお願いいたします。

## 認定農業者になると各種支援が受けられます

### ◆認定農業者とは

市が作成した基本構想を踏まえ、今後5年間の  
「農業経営改善計画」を作成し、市から認定された  
経営体（個人または法人）のことをいいます。

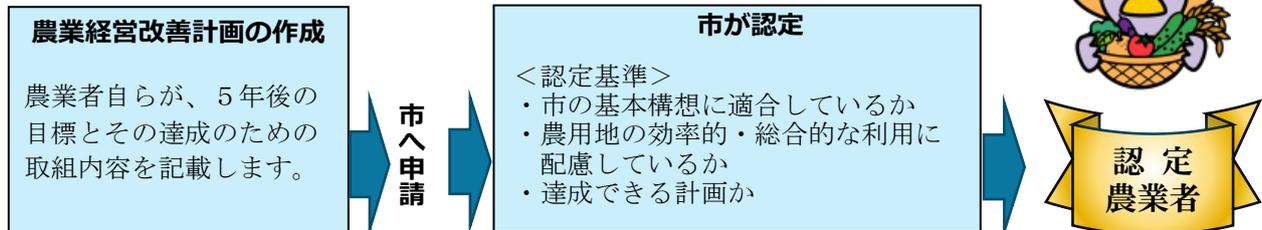
認定農業者になると、意欲のある農業経営者と  
して地域からの信頼が得られ、認定農業者を対象と  
する支援制度等を受けることができます。

（複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町  
村に代わって都道府県又は国が農業経営改善計画の  
認定手続きを一括で行います。）

### ◆認定農業者の要件

|            |                          |
|------------|--------------------------|
| 専業・兼業      | 不問                       |
| 経営規模<br>所得 | 一定の収入が得られる<br>農業経営を目指す方  |
| 営農類型       | 米等の土地利用型農業、<br>野菜等の施設園芸等 |
| 法人経営       | 農業経営を営む法人すべて             |

### ◆認定までの流れ（市が認定する場合）



◆発行日：月4回毎週金曜日  
◆購読料：《紙》1ヶ月700円（税・送料込）  
《電子》1ヶ月500円（税込）

【お申込み】農業委員会事務局（内線286）



最新の農政事情が  
よくわかり、  
経営に役立ちます。



## 特定生産緑地指定への申請（最終）について



ハッピーこまちゃん®

公園みどり課では、平成8年5月10日に指定を受けた生産緑地地区を対象に、特定生産緑地の指定について案内をしています。

### ① 今年度の指定申請期間に「特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意確認書」を提出された方

11月に開催予定の都市計画審議会での意見聴取に向けて、現在、書類及び現地確認等を行っています。

### ② 未申請の方

令和7年2月に、最終のお知らせを送らせていただきます。

### ③ 既に「指定意向なし」又は「生産緑地継続」と意向を示されている方

改めてご案内させていただく予定としております。

お問い合わせ先

公園みどり課  
☎内321

### ◆最後の指定申請期間 令和7年4月

申出基準日を過ぎてからの特定生産緑地への指定はできません。

また、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、指定を行う場合には都市計画審議会での意見聴取を行う必要があるため、**指定意向のある方は令和7年4月末日までに、必ず申請を行ってください。**

### ◆申請受付について

- ・ 期間 令和7年4月1日(火)  
～30日(水)  
※平日のみ
- ・ 場所 公園みどり課窓口

### ◆必要書類

- ・ 特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意確認書
- ・ 特定生産緑地指定図
- ・ 土地登記簿謄本…※
- ・ 印鑑証明書（申請者を含む全ての農地等利害関係人分）…※
- ・ 仮換地証明書（土地区画整理事業地内に所有の方のみ）…※  
※3か月以内に取得したもの

## 欠員補充による農業委員会委員の任命

欠員に伴う委員の募集が行われ、9月25日付で市長より新たに1名の委員が任命されました。任期は前任の委員を引き継いで令和8年8月23日までの間、農地利用の最適化に向け活動して参ります。



| 議席番号・氏名（敬称略） | 担当地区    |
|--------------|---------|
| 11. 篠木 秀彦    | 下木曾根、新田 |

### 都市農業課、農業委員会のホームページをご利用ください！

各種申請様式等がダウンロードできます。 <https://www.city.yashio.lg.jp/>  
トップページ > くらし・手続き > 農業



## 農業者の皆様へ

## 各種補助制度をご利用ください

### 農業近代化施設導入事業費補助金

温室、ビニールハウスの新設・張替や農業用機械、農業用冷蔵庫等の事業費の一部を助成します。（※要件があります。）

◆補助率

認定農業者1/4以内、  
一般農業者1/5以内

◆事業期間

- ①令和6年1月から12月までに支払まで終了した事業
- ②令和7年1月から12月までに支払まで終了した事業（予定）

◆申請期日

- ①令和7年1月6日（月）まで
- ②令和8年1月5日（月）まで



### 農業用包装資材購入事業費補助金

八潮市産野菜をPRする「八潮市産」「ハッピーこまちゃん」等を表示した農業用包装資材（FGや段ボール）の事業費の一部を助成します。

◆補助率

1/2以内  
（事業費2万円以上）

◆事業期間

- ①令和6年1月から12月までに支払まで終了した事業
- ②令和7年1月から12月までに支払まで終了した事業（予定）

◆申請期日

- ①令和7年1月6日（月）まで
- ②令和8年1月5日（月）まで



### 生分解性マルチ購入事業費補助金

収穫後に土壤中にすき込むと、最終的には水と二酸化炭素に分解され除去の必要がない、廃棄にかかる労力の削減に有効な「生分解性マルチ」の事業費の一部を助成します。

◆補助率

1/2以内  
（事業費1万円以上）

◆限度額

認定農業者5万円以内、  
一般農業者3万円以内

◆事業期間

- ①令和6年4月から12月までに支払まで終了した事業
- ②令和7年1月から12月までに支払まで終了した事業（予定）

◆申請期日

- ①令和7年1月6日（月）まで
- ②令和8年1月5日（月）まで



補助を受けるには要件等がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

【担当】都市農業課 【内線】299・842



## 中川農地受け手有機肥料購入事業補助金

中川周辺地区として定められた区域内の農地を受け手となって借りた方が、有機栽培に適した農地とするために購入する堆肥等に対し補助金を交付します。

◆補助額

事業の総額が2万円以上であって

**1㎡あたり100円の1/2**、または**肥料購入額の1/2**のいずれか低い額を予算の範囲内で交付

## ガーデンコミュニティ制度助成金

農地を活かした緑豊かなまちづくりの推進を図るため、農地の所有者が市民等の協力を得て、農地の利活用を図るものに対して助成金を交付します。

◆補助額

**500㎡以上、1,000㎡未満 5万円**  
**1,000㎡以上 10万円**



## ふれあい農園整備事業費補助金

ふれあい農園（市民農園）の開設を希望する農地所有者の方に対し、農園整備費の一部について補助金を交付します。

◆補助額

**事業費の1/2以内で、**  
**限度額75万円**



## 農業体験事業費補助金

市内の農地を活用して市民に親しまれる農業の実現を図るために実施する農業体験（じゃがいも、枝豆など）事業に対し、予算の範囲内において実施農業者に対し、補助金を交付します。

◆補助額

**農地1㎡につき100円、**  
**限度額10万円**

## 中川農地出し手集積事業補助金

中川周辺農地として定められた区域内の農地所有者で、利用権の設定により農地の出し手となった方へ補助金を交付します。

◆補助額

農地面積**1㎡あたり12円**の補助金を予算の範囲内で交付



## 豊かな老後を！ 農業者年金制度のご案内



国民年金の支給額は、1人月額約6万6千円(40年加入の場合)。  
安定した老後の生活を送るために、農業者のための公的年金  
「農業者年金」を上乗せしてしっかりカバーしましょう。

### ◆農業者なら広く加入できる

以下を満たす方ならどなたでも加入できます。

- |                   |                             |                              |
|-------------------|-----------------------------|------------------------------|
| ①年間60日以上<br>農業に従事 | ②20歳以上60歳未満の<br>国民年金第一号被保険者 | ③60歳以上65歳未満の<br>国民年金任意加入被保険者 |
|-------------------|-----------------------------|------------------------------|

### ◆積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い終身年金

- ・積立方式だから自分がかけた金額は年金として**生涯**もらえます。  
(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

### ◆保険料は、月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から 6万7千円の間で自由に決められ、経営状況や家庭の状況に応じて保険料は いつでも変更可能

### ◆税制面で大きな優遇措置

- ・保険料の全額が社会保険料控除の税制優遇措置を受けられます。
- ・運用益は非課税です。
- ・年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金等控除を受けられます。

### ◆一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

- ①39歳までに加入 | ②農業所得が900万円以下 | ③認定農業者等で青色申告者等  
を満たすと受けることができます。



問合せ先  
農業委員会事務局 内線 286  
J A さいかつ TEL 048-952-2100

詳しくは    
<https://www.nounen.go.jp/>  
TEL 03-3502-3199

## 農業用施設が被害を受けた場合は、すぐにご連絡ください

近年では地球温暖化の影響で気候変動が著しく、自然災害による農業への影響  
が心配されるところです。

もし、台風や大雪などの自然災害により、ビニールハウス等の農業用施設に被害  
があった場合、その復旧等に係る費用の一部に国からの補助金を受けられる場合  
があります。(※確約できるものではありません。)

### ◆被害に遭ってしまった場合

都市農業課または農業委員会に被害状況をご連絡ください。

その際は**被害に遭われたビニールハウス等の写真を撮影する**とともに、  
**経過年数、棟数、施設面積(間口×長さ)、被害面積**などを教えてください。





## 不法投棄にご注意！



市内で、農地などに不法投棄される被害が出ています。  
不法投棄の被害にあわないよう、各農地ではネットや柵等を設置したり、防犯カメラ、センサーライトを設置するなどの対策が必要です。  
もし不法投棄と思われるケースを発見したら、市役所にご連絡ください。  
市では、令和4年度に防犯カメラを中川周辺地域に設置しました。

### 不法投棄とは

ゴミを定められた場所以外に投棄することは「不法投棄」となります。  
不法投棄は、自然環境を損なうだけでなく、河川や土壌の汚染などの原因となり、私たちの健康や生活にも悪影響を及ぼす恐れがあります。  
不法投棄をすると、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金の適用を受ける場合があります。



## 農作業事故を防ぎましょう！

トラクター等の整備不良によるミスが転落・横転・追突等の事故を引き起こします。

～安全確認と予防対策で、公道での農業機械による死亡事故を防ぎましょう！～



### >>> 農作業事故対策のポイント <<<

- |  |  |
|--|--|
| ① 確実な運転操作とブレーキ連結の確認<br>道路状況等に応じた確実な運転に繋がる          | ③ ランプ類や低走行マーク等の取り付け<br>一般車両との接触や追突を防ぐ                  |
| ② 安全キャブ・フレームの装着と<br>シートベルトの着用<br>転落や横転等の被害を最小限に抑える | ④ ほ場の形状に応じた確実な作業<br>傾斜地での展開や、農業機械の前後の<br>内輪差を考慮して危険を回避 |

☆ 農業機械の日ごろの点検も忘れずに！

## 農地の適正管理について



管理が難しい場合は、  
農業委員会にご相談ください。

**遊休農地**は、農業者の高齢化・担い手不足などに伴い年々増加する傾向にあります。

農地として適切に管理されていないと、雑草や病害虫の発生により周辺農地に悪影響を与え、火災や防犯上の危険を及ぼします。

**農業委員会**では、農地のパトロールを実施しています。

一度荒廃させてしまうと、良好な農地に戻すことは大変ですので、周囲の農地に迷惑をかけないように適切に管理しましょう。

## 農業機械などの盗難にご注意！

### ◆農作物の盗難について

生産者の方が丹精込めて作った農作物が盗まれる被害が出ています。

八潮市園芸協会では、令和2年度に「盗難防止」ののぼり旗を作成し、中川周辺地域を中心に設置しています。



### ◆農業機械の盗難について

県内で、トラクターなど農業機械の盗難被害や、農作業中の「車上荒らし」などの被害が出ています。右のような盗難防止対策を講じましょう。

### 盗難防止対策

- ①車のカギを確実に閉め、窓も閉めたか確認する
- ②農作業に出かける際、貴重品は最小限にし、身につける
- ③車に貴重品を置かない

## 農薬使用は適正かつ安全に！

使用方法や注意事項を遵守し、散布区域外に飛散しないよう十分注意してください。

できるだけ農薬以外の防除方法を検討し、やむを得ず農薬を散布するときは、**事前に周辺住民や施設利用者等に周知する**とともに、風向きなどに十分注意して、事故防止に努めてください。

### 農薬散布のお知らせ

散布日時：○月△日（×）  
○時△分～○時□分  
使用農薬：○△□  
使用目的：害虫防除のため  
連絡先：○○○○ TEL:996-0000

☆看板などで事前に周知しましょう！

## 農地転用について

手続きをせずに無断で農地転用すると**農地法違反**となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。

また無断で農地転用すると、3年以下の懲役または300万円以下（法人の場合1億円以下）の罰金の適用を受ける場合があります。



## 農地の貸し借りにご注意！

農地法上、相対（あいたい）と呼ばれる口約束などによる農地の貸し借りは、効力が生じないものとされており、相続などの際に思わぬトラブルにつながる場合があります。

農地を貸し借りする際は、必ず農地法第3条に基づく許可または利用権設定等の手続きを行ってください。





★農家戸数及び農地に関する申告状況一覧表 令和6年8月1日現在

(単位:m<sup>2</sup>)

| 地区名 | 農家戸数<br>(10アール以上戸数) | 農地        |         |          |         |         |        | 合計        |
|-----|---------------------|-----------|---------|----------|---------|---------|--------|-----------|
|     |                     | 市内(市街化区域) |         | 市内(調整区域) |         | 市外等     |        |           |
|     |                     | 田         | 畑       | 田        | 畑       | 田       | 畑      |           |
| 八条  | 119戸                | 1,811     | 15,694  | 206,823  | 234,271 | 94,273  | 2,896  | 555,768   |
| 潮止  | 163戸                | 6,567     | 271,515 | 6,298    | 201,519 | 165,942 | 55,969 | 707,810   |
| 八幡  | 55戸                 | 6,323     | 113,564 | 6,006    | 4,650   | 123,418 | 15,645 | 269,606   |
| 計   | 337戸                | 14,701    | 400,773 | 219,127  | 440,440 | 383,633 | 74,510 | 1,533,184 |

★市内全農地面積

令和6年8月1日現在

| 市内(市街化区域)①(単位:m <sup>2</sup> ) |         | 市内(調整区域)②(単位:m <sup>2</sup> ) |         | 合計<br>①+②(m <sup>2</sup> ) | 生産緑地③<br>(単位:ha) | 法律上の<br>管内農地面積<br>②+③(ha) |
|--------------------------------|---------|-------------------------------|---------|----------------------------|------------------|---------------------------|
| 田                              | 畑       | 田                             | 畑       |                            |                  |                           |
| 23,814                         | 465,748 | 273,496                       | 573,366 | 1,336,424                  | 24.92            | 109.61                    |

★農家戸数(10アール以上戸数)と耕作面積の推移

| 年度   | 農家戸数 (単位:件) |     |    |     | 耕作面積(市外含む) (単位:m <sup>2</sup> ) |         |         |           |
|------|-------------|-----|----|-----|---------------------------------|---------|---------|-----------|
|      | 八条          | 潮止  | 八幡 | 合計  | 八条                              | 潮止      | 八幡      | 合計        |
| 令和2年 | 126         | 171 | 59 | 356 | 631,092                         | 782,880 | 275,174 | 1,689,146 |
| 令和3年 | 127         | 171 | 58 | 356 | 629,240                         | 758,818 | 275,067 | 1,663,125 |
| 令和4年 | 124         | 167 | 57 | 348 | 598,888                         | 734,429 | 274,083 | 1,607,400 |
| 令和5年 | 120         | 164 | 56 | 340 | 570,634                         | 712,239 | 270,189 | 1,553,062 |
| 令和6年 | 119         | 163 | 55 | 337 | 555,768                         | 707,810 | 269,606 | 1,533,184 |

★農地法等による農地転用等の状況 (令和5年1月~令和5年12月処理)

| 地法                      | 許可(市) | 許可(県) |        | 届出受理  |       |        | 利用権の設定 |
|-------------------------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|
|                         | 第3条   | 第4条   | 第5条    | 第3条   | 第4条   | 第5条    |        |
| 件数 (単位:件)               | 3     | 2     | 14     | 1     | 33    | 118    | 2      |
| 面積 (単位:m <sup>2</sup> ) | 2,839 | 343   | 11,993 | 6,356 | 9,528 | 37,361 | 2,932  |

**違法な土砂等の堆積に注意!**

「草刈りして返すから、一時的に資材置場として貸してほしい」、  
「重機を数日間だけ置かせてほしい」など言葉巧みに話をもちかけて  
同意を取り、又は同意を取らずに、法令手続きを無視して短期間に大量  
の土砂等を堆積する事例が発生しています。

土砂を堆積するには法令手続きが必要です。

違法な土砂等の堆積が行われた場合、これらの責任や撤去費用の負担は、  
行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

このようなトラブルに巻き込まれないよう、**うまい話があっても安易に  
土地を貸さない、定期的に土地を見回るなど、自分の土地は自分で守りましょう。**

